

城陽市公衆無線LANサービス利用規約

(目的)

第1条 城陽市（以下「市」という。）は、災害発生時における市民等の災害情報等の入手のためのインフラ整備を目的として提供する公衆無線LANサービス（以下「本サービス」という。）の利用に関して必要な事項を定めるものとします。

(利用者資格)

第2条 市は、本規約に同意した者（以下「利用者」という。）に対して、本サービスを利用する資格を付与します。

(利用料)

第3条 利用料は無料とします。ただし、本サービスを利用するために必要な通信機器等の設備等の費用及び利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が負担するものとします。

(本サービスの内容)

第4条 本サービスにおいて以下の機能を利用することができます。

本サービスでは、利用者が所持する通信機器等の無線LAN接続機能を使ってインターネットに接続することができます。

- 2 本サービスでは、利便性の向上のために無線区間の暗号化は行っておりません。悪意のある第三者が電波を故意に傍受し、IDやパスワードまたはクレジットカード番号等の個人情報、メールの内容等の通信内容を盗み見る可能性があります。本サービスを利用する機器のセキュリティ対策や重要な通信については、利用者の判断と責任の下で行ってください。

(本サービスの利用の条件)

第5条 利用者は、自己の責任と負担において、本サービスを利用するために必要な通信機器、ソフトウェア、電源等を準備するものとします。

(利用者認証)

第6条 災害時には、利用者認証を行うことなく、本サービスを利用することができるものとします。

(個人情報の利用目的及び取扱い)

第7条 市は、本サービスの利用に伴い、利用者から入手した個人情報がある場合は、以下の目的にのみ利用します。

(1) 本サービスの提供のため

(2) 何らかの必要に応じて利用者と連絡を取るため

2 その他個人情報の取り扱いについては、城陽市個人情報保護条例（平成16年12月28日）に基づくものとします。

(著作権等)

第8条 本サービス及び本サービス上で表示される各種情報等に関する知的財産権（著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、ノウハウ等その他これらに類するものを含む）は、それぞれの権利の権利者に帰属します。

2 利用者は、権利者の許諾を得ることなく、いかなる方法においても、本サービスを通じて提供されるあらゆる情報又はファイルについて、著作権法で定める利用者個人の私的利用のための複製の範囲を超えて利用することはできないものとします。

3 利用者は、権利者の許諾を得ることなく、いかなる方法においても、本サービスを通じて提供されるあらゆる情報又はファイルについて、第三者をして使用させたり、公開させたりすることはできないものとします。

4 本条の規定に違反して紛争が発生した場合、利用者は、自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、市をいかなる場合においても免責し、市に対して損害を与えないものとします。

(禁止事項)

第9条 利用者は、本サービスを利用するに際して、以下に掲げる行為をしてはならないものとします。

(1) 第三者または市の著作権やその他の権利を侵害する行為又はこれらを侵害するおそれのある行為

(2) 第三者または市の財産やプライバシーを侵害する行為又はこれらを侵害するおそれのある行為

(3) 前2号に掲げる場合のほか、第三者または市に不利益又は損害を与える行為及び与えるおそれのある行為

(4) 第三者または市を誹謗中傷する行為

(5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれがある行為、もしくは公序良俗に反する情報を提供する行為

(6) 犯罪的行為、又は犯罪的行為に結びつく行為、もしくはそれらのおそれのある行為

(7) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動またはこれに類する行為

- (8) 性風俗、宗教、政治に関する活動
- (9) コンピューターウイルス等の有害なプログラムを、本サービスを通じて、又は本サービスに関連して使用し、もしくは提供する行為
- (10) 特定又は不特定多数に配信する広告・宣伝・勧誘等または詐欺まがいの情報もしくは嫌悪感を抱く、又はそのおそれのある電子メールを送信する行為
- (11) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (12) 本サービスを再販売、賃貸するなど、本サービスそのものを営利目的とする行為
- (13) 第三者また市に対しメール受信を妨害する行為、もしくは連鎖的なメール転送を依頼または当該依頼に応じて転送する行為
- (14) 本サービスによりアクセス可能な市及び第三者の情報改ざん、消去する行為
- (15) 第三者または市に迷惑・不利益を及ぼす行為、本サービスに支障をきたすおそれのある行為、本サービスの運営を妨げる行為
- (16) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反する、もしくは違反するおそれのある行為、又は市が不適切と判断する行為

(免責)

第 10 条 市は、本サービスの提供に関連して利用者に生じた損害、トラブル等について一切の責任を負いません。

- 2 市は、利用者が使用する通信機器、及びソフトウェア等について、一切動作保障は行わないものとします。
- 3 市は、本サービスに不具合、エラー、障害等の瑕疵がないこと、及び本サービスが中断なく稼働することをなんら保証しません。市は、本サービスにいかなる不備があってもそれを回復、訂正等する義務を負いません。
- 4 本サービスでは、電波状況、回線状況などによりその接続や速度は保証されません。
- 5 市は、本サービスの仕様に関するご質問には一切お答えいたしません。

(本サービスの中止)

第 11 条 市が必要と認める場合、市は通知を行うことなく、本サービスの機能の全部又は一部の使用を中止又は終了することがあります。なお、当該中止又は終了により利用者に損害が生じた場合であっても、市はいかなる責任も負いません。

- 2 利用者が本規約に定める事項の一つにでも違反した場合、市は、通知を行うことなく当該利用者との間において本規約を解約し、当該利用者に本サービスの使用を中止させることができます。

(本規約の変更)

第 12 条 本規約の内容は、市が必要と判断した場合には、利用者の事前又は事後の承諾を得ることなく、予告なく変更される場合があります。変更後に本サービスを使用した場合、利用者は当該変更について同意したものとみなします。

(損害賠償)

第 13 条 利用者が本規約に違反した結果、市が損害を被った場合、その損害を利用者は負担するものとします。

(法令等の遵守)

第 14 条 利用者は、本サービスの使用に当たって、本規約に加え、関連する法律、政令、省令、条例、規則、命令等を遵守するものとします。

(準拠法)

第 15 条 本規約に関する準拠法は日本法とします。